

令和8年度 材料試験センター移転に伴う
試験装置等移設等業務

仕 様 書

令和8年5月

佐賀県県土整備部建設・技術課

1. 概要及び目的

本仕様書は、佐賀県(以下「甲」という)が新たに建設した材料試験センター(以下「新センター」という)に試験機能を移転するため、試験装置をはじめ各種付属機器・付属設備等(以下、「移設物件」という)の移設等を行う業務(以下「本委託業務」という)についての仕様を定めたものである。

本委託業務の目的は、移設物件の点検・解体・梱包・運搬・開梱・据付・組立・接続・調整・動作確認及びそれに付帯する業務とし、移設物件のうち精密機器については、移設後に正常に動作するように調整し、不用物品については指定廃棄場所まで運搬し、もって新センターに円滑に試験環境を復元することとする。

2. 移設物件の移設元及び移設先

移設元：現在の材料試験センター（〒849-0925 佐賀県佐賀市八丁畷町 8-1）

移設先：①新センター（〒849-0932 佐賀県佐賀市鍋島町八戸溝 114）

②指定廃棄場所

③その他の県が指定する場所

別添の平面図（移設先等一覧）を参照のこと。なお、万一、移設先の変更等があった場合にも、入札参加者(以下「乙」という。)は応じること。

3. 移設物件等

(1)別添「移設物件表」のとおりとする。

(2)原則として、移設物件表に記載するものを本委託業務の対象とするが、記載がない場合であっても、移設物件に付属する物品、微細なオプション類、ケーブル類、その他甲が指定する軽微な物品も本委託業務の対象とする。

また、「移設物件表」は必要に応じて随時更新するものとし、更新された情報は随時乙に提供するので、乙は更新された内容に柔軟に対応するものとする。

4. 本委託業務の実施期間

契約締結後、令和8年8月31日までの期間内で行うものとする。ただし、原則として令和8年7月31日までに新センターに試験環境を復元し、全ての試験を行える体制を整えるよう作業を行うものとする。

なお、本委託業務の実施において不測の事態が発生する等、やむを得ない事情がある場合は、甲乙協議のうえ、実施期間を延長することができる。

5. 作業計画等の作成

(1)乙は契約締結後、すみやかに甲との協議を経て、「委託業務実施計画書」を作成し、甲に提出し、承諾を得るものとする。

(2)委託業務実施計画書には、本仕様書に基づき以下の項目を記すこととし、その内容については甲の承認を得ることとする。なお、委託業務実施計画書の重要な内容を変更する場合は理由を明確にしたうえで、そのつど甲に変更委託業務実施計画書を提出しな

なければならない。

① 「作業日程表」、「メーカー別作業日程表」、「作業時間予定表」

② 「詳細物品リスト」

※3で述べた「移設物件表」を更新し必要に応じて提出すること。

③ 「搬出・搬入ルート図面」

④ 「作業体制表」、「養生計画書」、「工事施工計画書」

⑤ 「梱包要領書」、「作業内容説明書」

⑥ 「安全衛生に関する書類」

※安全作業手順、搬入作業手順、高所作業手順、火気作業（高圧ガス、特定高圧ガス）について明示すること。

⑦ 「障害発生時の連絡体制図」

⑧ その他、甲の求める項目

6. 乙に求められる要件等

乙は本委託業務の遂行にあたり、対象施設の特異性、作業規模及び作業内容を十分に理解精通した者である必要があるため、乙に求められる要件を以下のとおりとする。

(1) 作業要員に対しての教育体制等（作業知識、信頼性、健康管理、個人情報保護等）が完全に整っていること。

(2) 本委託業務に関する責任者を定め、甲の指示、指導に対して迅速な対応ができ、連絡を受けた場合、速やかに対応できること。

(3) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日及び深夜時間帯についても作業の可能性があるため、その場合も対応可能であること。

(4) 乙は、国、地方公共団体その他知事が別に定める団体との間において、本委託業務と同種かつ同規模の委託業務（以下「類似業務」という）の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有していること。

なお、ここでいう類似業務とは、本委託業務と同規模程度以上の施設における物品（各種精密機器等）移設業務を指し、什器類などの一般物品に限定した作業のみを履行したもののや、小規模な運搬作業等の履行実績は除く。

(5) 本委託業務の遂行にあたり、乙が移設物件相応額の請負業者賠償責任保険に加入していること。なお、移設物件相応額とは保険金額1事故につき最低50,000,000円であること。また、1事故につき最低10,000,000円以上の組立保険に乙が直接加入していること。

(6) 国土交通大臣又は地方運輸局長から一般貨物自動車運送事業の許可を受けていることとし、一般貨物自動車運送事業の許可書、運行管理者証の写しを提出すること。

(7) 移設物件表上で、ランク「A」に指定されている移設物件については、乙とメーカー及びメーカーが指定する業者が作業を請け負うことができる直接の履行証明書を入札前に提出すること。

(8) 移設物件仮置き用建物の用意

(ア) 諸事情により、移設物件を直接新センターに移設することが困難となり、一旦新センター以外の場所に仮置きせざるを得ない場合に備えて、乙は令和8年7月1日から同年8月31日までの間、民間貸倉庫等、空調やセキュリティ対策が施され

た、すべての移設物件の長期保管に適した環境が確保された移設物件仮置き用建物を用意すること。

なお、移設物件を一旦新センター以外の場所に仮置きする必要が発生せず、移設物件仮置き用建物の用意が結果的に不要となった場合においても、甲は、乙が前述の移設物件仮置き用建物を用意するために要した諸費用を負担する。移設物件仮置き用建物の使用期間が前述の令和8年7月1日から同年8月31日までの期間よりも短かった場合においても同様とする。

- (イ) 乙は、天変地異を含め明らかに乙の責に起因しない場合を除き、各移設物件の数量を含めた管理を実施することとする。
- (ウ) 甲は、事前申し入れをしたうえで、必要の都度、移設物件仮置き用建物へ立ち入り、状況確認ができることとする。
- (エ) 移設物件の仮置きにかかる全ての費用（光熱水料等も含む）は本委託業務に含まれるものとする。
- (オ) 移設物件の仮置きにおいて、何らかの事故・災害等が発生した場合は、乙は速やかに応急措置をとるとともに、甲に報告しその指示に従うものとする。

7. 移設物件の梱包・開梱作業

移設物件の梱包作業及び開梱作業については、甲及び甲の指示を受けた者が行う。但し、移設物件表上でランク「A」及び「B」に指定されている移設物件については、乙が梱包作業及び開梱作業を行うものとする。

8. 物品の調整等

- (1) 移設物件のうち、精密機器及び工作機器については、点検分解・解体・組立調整等を行うこと。

移設物件表上でランク「A」に指定されている移設物件については、当該移設物件のメーカー又はメーカー代理店から乙あてに発行された直接の履行証明書を提出すること。

また、精密機器の運搬において、貨物用クレーンを使用する際は、悪天候に備えて、必ず全天候型を使用すること。

なお、据付調整の方法は別紙「ランク別作業内容表」に記載するとおりとすること。

- (2) 電気・ガス・給排水・排気ダクト等（以下、「付帯設備」という）が接続されている移設物件の取り外しは、次の通りとする。なお、必要により甲と協議のうえ、甲の了承のもと変更できるものとする。

- ① 付帯設備の切断、撤去に先立ち、停電・断水・機器の使用不能等施設の業務に支障をきたすと思われる作業については、甲と作業の手順、方法、日程等を十分に打合せのうえ作業計画をたてること。
- ② 電気設備については、移設物件から近傍の開閉器の二次側からケーブルを切断後、ケーブルを引き抜くこと。
- ③ ケーブル以外の配線の場合は、移設物件の端子から切断すること。
なお、撤去後の既存配線の末端は絶縁テープ処理とすること。
- ④ 三相モーターを使用している移設物件については、切断前に正相逆相を確認して設置

し、運転時のトラブルが無いようにすること。

- ⑤ 給排水・ガス等の切断工事は、移設する機器・流し等の接続管部分から切断すること。
なお、撤去後の既存給水管及びガス管の末端はプラグ止めとすること。
- ⑥ 排気ダクトの切断工事は、機器から一番近傍のフランジから切断する。

- (3) 付帯設備の接続が必要な移設物件への付帯設備の接続は、次の通りとする。ただし、いずれの作業も事前に甲及び甲の指示を受けた者と協議して行うこととする。

なお、必要により甲と協議のうえ、甲の了承のもと変更できるものとする。

- ① 機器等の設置に伴い、新センター内の断配線、断配管（二次側以降の断配線、断配管等の接続）を行うこと。配線、配管等の取り外し、取り付けのほか試運転や調整を要する機器については、取り付け後、別紙「ランク別作業内容表」に従い調整を行うこと。
- ② 電気設備については機器から近傍の電気設備（ブレーカー、スイッチボックス、絶縁テープ処理してあるケーブル等）に接続配線を行うこと。
- ③ 給水設備については機器から近傍に施工された給水バルブに配管すること。
また、給水管材料は原則として対衝撃性硬質塩化ビニルパイプ、硬質塩化ビニルライニング鋼管、ステンレスフレキチューブ、耐圧ビニルホースを使用すること。
ただし、使用材料は機器の特質に合わせて選択すること。
- ④ 排水設備については、近傍のブラインドフランジを分岐し機器まで配管する。
また、配水管材料は原則として、硬質及び軟質塩化ビニルパイプを使用すること。
- ⑤ 高圧ガス設備については、近傍の高圧ガス用バルブより分岐し機器までを配管する。
詳細は次の通りとする。
 - (ア) 高圧ガス管の材質は、SUS304BA 管以上を使用し 2φ～10φ で施工すること。
 - (イ) 機器の特質により必要に応じて減圧弁を設けること。
 - (ウ) 必要に応じて、一次側でストップバルブがない場合は、請負者がストップバルブを設けること。
 - (エ) 高圧及び低圧ガスの気密検査を行うこと。
 - (オ) 移設先物品配置箇所から接続するガス管位置まで接続すること。
 - (カ) 事前に現場において、甲及び甲の指示を受けた者と協議を行い、関係法令を遵守し、作業に取り掛かること。
- ⑥ 排気設備については機器から近傍のダクトフランジまでのダクト配管をする。詳細は次の通りとする。
 - (ア) ダクトの材質は、機器の性質により硬質塩化ビニルパイプ、スパイラルダクト、ステンレスダクト等を使用すること。
 - (イ) 必要に応じて排気ファン、活性炭チャンバー等の接続を行うこと。
 - (ウ) 移設先物品配置箇所から接続する排気ダクト管位置まで接続すること。
 - (エ) 事前に現場にて甲及び甲の指示を受けた者と協議を行い、安全衛生法に従いファン及びダクト経路の選定を実施し作業に取り掛かること。
- (4) 移設物件のうち耐震固定が必要となる物品については、各移設物件に相応した工法にて耐震固定作業を施すこと。なお、耐震固定箇所は甲及び甲の指示を受けた者の指示に従うこと。

(5) 廃棄物品の取り扱いは以下のとおりとする。

- ① 乙は普通産業廃棄物品及び石綿（アスベスト）含有産業廃棄物品について調査し、これらを適正な方法で処分し、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を甲に提出すること。
- ② 乙はフロンを使用している物品について調査し、これらを適正な方法で処分し、フロン回収行程管理票を甲に提出することとする。
- ③ 乙は家電物品（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の処分について、家電リサイクル法に準じて処理を行い、家電リサイクル券を甲に提出すること。

9. 許認可申請等の手続き

本委託業務の遂行上、官公庁に対する許認可申請等の手続きが必要である場合は、乙が行うものとする。

10. 設置要件

一次側電源・給水・排水・各種ガスは甲が用意する。本委託業務の遂行上、甲が用意した一次側以外の設備・備品等が必要となった場合は、甲が用意する。

11. 梱包資材等の配付及び回収

乙は、本委託業務の遂行に必要な段ボール箱、折りたたみコンテナ、エアクッション、ラベル、粘着テープ等の梱包資材等を用意するものとし、移設物件の開梱後の不要な梱包資材等については速やかに回収し、移転先には残存させないものとする。

12. 養生

(1) 養生の場所

甲が指定した範囲及び、乙が作業を履行するにあたり必要と判断した範囲について、乙は養生を行うものとする。

(2) 養生の実施方法及び実施期間

乙が養生を行う場合は、事前に使用資材、取付方法、養生期間等を甲及び甲が指定した者と協議し、施工後に確認を受けるものとする。

(3) 養生の維持

乙は、養生実施後、移設物件の移設作業が終了するまでの期間、養生の完全な状態を維持することとする。

(4) 養生費用

養生の施工、維持及び撤去等に関する全ての費用は本委託業務に含まれる。

13. 移設準備説明

乙は現在の材料試験センターの各分野の担当者等に対し、業務準備に関する諸事項と留意事項を明示し、全体又は個別の説明を行うものとする。

なお、乙は個別の事項に関し必要とする説明については、関係者に対し随時行うものとする。

14. 業務に関する報告及び管理等

- (1) 乙は契約締結後、速やかに作業本部を設置するとともに、本委託業務の実施期間中は機器・装置等に精通した専任の現場責任者を常駐させ、本委託業務に関連した相談等に応じること。
- (2) 乙は、移設業務計画書をもとに現在の材料試験センターの各分野の担当者等に対して移設希望日程等について再度聴取等を行い、より明確な行程作成、各移設物件に対する作業手順書を作成すること。
- (3) 乙は、本委託業務期間中は、甲と連絡がとれる体制を維持すること。甲との連絡手段の確保に要する費用は本委託業務に含まれる。
- (4) 乙は、甲及び甲の指示を受けた者に対し作業前の作業実施予定、変更事項の有無及び終了時の報告を行うものとする。
- (5) 乙は、作業の内容等に不測の事態が発生した場合は、速やかにその内容等を甲及び甲の指示を受けた者に報告し、それらの者の指示を受けるものとする。

1 5. 本委託業務実施上の留意事項

乙は、本委託業務の実施に当たって、必要な関係法令を遵守し、第三者及び現在の材料試験センターの職員の安全確保に万全を期すと共に、安全作業に努め、事故の絶無に努めなければならない。

乙は、事故防止と安全確保のために次の各号に留意し、作業を実施しなければならない。

- (1) 各種機器は、それぞれの特性、規格、用途等に応じ、最も適した方法で、梱包・運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の内容に十分配慮しなければならない。
- (2) 法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保し、実施するとともに法令の規定を遵守し、責任ある作業に心がけなければならない。
- (3) 特に振動を避ける必要のある移設物件は、特殊梱包や特殊車両を使用しなければならない。

1 6. 損害賠償および補償等

本委託業務の実施中における災害防止等には十分留意し、乙の故意又は過失により移設物件を亡失、損傷もしくは建物等既存物の滅失及び毀損を生じた場合は、乙がその損害を賠償し、又は原状に復するものとする。万一、本委託業務の実施中に次に掲げる人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等が発生した場合は、その損害の補償等については乙の責任とする。

- (1) 第三者、現在の材料試験センターの職員および乙の作業員の人身事故。
- (2) 作業車両による全ての車両事故。
- (3) 敷地内通路の縁石と植栽及び建物とそれに付随する設備に対する破損等。
- (4) 移設物件の破損・遺失等。
- (5) 精密機械について、目視において損傷が認められない場合であっても、使用した際に不具合が生じた場合には、甲乙協議のうえ、解決を図るものとする。
- (6) その他乙の管理に基づく事故。

1 7. 秘密保持

乙及び乙の作業に従事している者又は乙の作業に従事していた者は、本委託業務の実

施上知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。なお、本契約が終了し又は解除された後も同様とする。

18. 遵守事項

乙は、次に定める事項を遵守するものとする。

- (1) 作業にあたっては現場責任者を配置し、作業員の指揮・監督にあたるとともに、移設作業責任者を定め、管理体制表等必要事項をあらかじめ甲及び現在の材料試験センターの職員に届け出るものとする。移設作業責任者は、甲及び現在の材料試験センターの職員と連絡・調整を行い、作業が支障なく、円滑に実施できるよう努めること。
- (2) 作業員には服装の統一、名札、腕章の着用等を義務付け、当該人が作業の従事者であることが明確に認識できるようにするものとする。
- (3) 現在の材料試験センターでは、職員並びに訪問者等の往来があるため、作業にあたっては、事故等に関して十分な注意を払い、付近住人等に対しても迷惑をかけることのないようにすること。
- (4) 法令に定める資格を要する作業については、有資格者を確保し、実施するとともに法令の規定を遵守し、責任ある作業に心がけること。
- (5) 搬出および搬入先の室内、廊下、壁、エレベータ等については、汚損又は損傷の無いよう丁寧に扱うものとする。
- (6) 正当な理由のない限り梱包を開梱し、また勝手に抜見しないこと。
- (7) 指定場所以外での喫煙を禁止する。
- (8) 指定場所以外でのトイレ、水道の使用を禁止する。また、無断で電気を使用することは禁止する。
- (9) 作業に直接関係ない場所には立ち入らないものとする。
- (10) 使用済みの梱包・養生資材が廃棄物として発生した場合は、適法、適正な処理を行うものとする。
- (11) 運搬作業にあたっては、十分なセキュリティー対策を講じ、情報の漏洩防止に努めるものとする。
- (12) 作業完了後は後片付け及び清掃を行うこと。
- (13) 作業上知り得た情報（データ等）は機密事項とし、他に漏洩してはならない。本契約が終了又は解除された後も同様とする。

19. 安全確保義務

- (1) 乙は、事故の防止と安全確保のため必要な対策を講じるものとする。
- (2) 本委託業務の実施にあたっては、通行者及び通行車両等の安全を確保するため、必要に応じ説明資料を配付し、通路及び道路等に警備員を配置すること。
- (3) みだりに通路及び道路等に移設物件及び廃棄物等を置き、通行の妨げにならないようにすること。
- (4) 乙は本委託業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守し、安全確保に万全を期すとともに、安全作業に努め、事故の絶無を期さなければならない。
- (5) 乙は、本委託業務の実施にあたって、豪雨、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。災

害発生時においては関係者、その他第三者の安全確保に努めなければならない。

(6) 乙は、災害防止のため必要があると認めるときは臨機の措置をとらなければならない。

当該措置をとった場合には、その内容を速やかに甲に報告しなければならない。

(7) 本委託業務の実施中に、以下の人身事故、物損事故、搬送物品の破損、遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償等については、全て乙の責任とする。

- ① 職員、その他関係者及び請負者の作業員の人身事故
- ② 作業車両等による全ての人身事故、物損事故
- ③ 敷地内の縁石、植栽、建物、構造物とそれに付随する設備に対する事故
- ④ 移設物件に対する事故
- ⑤ その他の乙の管理責任に基づく事故

20. 検査及び検収

(1) 全移設物件の移設等が完了したときは、甲の指定する職員が乙の立ち会いのうえで検査を行うものとする。

(2) 検査の結果、不具合が生じた場合は、乙は誠意を持って改善し、改めて再検査を行うものとする。

(3) 検査の合格をもって本委託業務の履行を確認するものとし、乙からの完了通知書により検収を行うものとする。

21. その他

乙は、本仕様書に定めのない事項であっても、請負者として当然行うべきことは誠意を持って実施するものとする。また、本委託業務の細部について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定めるものとする。